



2020年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 窪田 健一
(JASDAQ・コード2705)
問合せ先 取締役経営企画部長 松岡 彰洋
電 話 0422-26-2600

当社フランチャイズ加盟店向けの総合的支援施策の実施に関するお知らせ

当社は、当社事業に不可欠なビジネスパートナーである、「大戸屋ごはん処」フランチャイズ加盟店様においても、新型コロナウイルス感染拡大により甚大なる影響を受けている現状に鑑み、従来よりフランチャイズ加盟店様の個別のご事情により対応してまいりました支援施策について、より拡充し、これまで以上に柔軟かつスピーディにフランチャイズ加盟店様のご状況に応じた総合的な支援施策を実施してまいることといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. ロイヤリティ等の支払い猶予
フランチャイズ加盟店様からのご要望があった場合、本年4月以降9月分までの最大6か月分のロイヤリティ等の支払いを本年10月まで猶予するとともに、その後の均等分割でのお支払いを可能といたします。
2. ロイヤリティの減額
営業時間短縮や営業停止の状況が生じていることに鑑み、本年4月から6月までの3か月間のロイヤリティ額を50%減額いたします。
3. 仕入食材・ロイヤリティ等の支払いサイトの延長
フランチャイズ加盟店様からのご要望があった場合、仕入食材・ロイヤリティ等の支払いサイトを一定期間延長いたします。
4. 遅延損害金の免除
ロイヤリティ等の本部に対する支払い遅延が発生した場合においても、フランチャイズ契約上定める遅延利息を免除いたします。
5. 休業店舗システム使用料の減額
臨時休業1日あたりのシステム使用料を減額いたします。
6. 複数店インセンティブの毎月の相殺
本部より複数店舗を運営するフランチャイズ加盟店様に年2回支払う「複数店インセンティブ」を毎月のフランチャイズ加盟店様への請求金額から相殺できるようにいたします。

7. 物件保証金の本部請求からの相殺

店舗の物件が大戸屋からの転貸物件である場合に、本部がフランチャイズ加盟店様よりお預かりしている物件保証金額を、毎月のフランチャイズ加盟店様への請求金額から相殺できるようにいたします。

8. 賃料交渉サポート

店舗物件の貸主とフランチャイズ加盟店様間の直接契約の物件についても、物件の貸主との賃料交渉を本部にてサポートを実施いたします。

当社といたしましては、あらゆる経営努力を尽くし、当社事業に不可欠なパートナーの皆様とともに、この難局を乗り越えてまいり所存です。

以上